平成２７年（フ）第２４５号
兵庫県芦屋市川西町６番８号　エトワール芦屋103
債務者　藤井　隆司
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８８号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番１―809号
債務者　甲斐　靖人
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９号
鳥取県鳥取市面影１丁目34番６号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町門尾28番地10
債務者　**歳**岡　　敦
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
鳥取県米子市東福原７丁目６番５号
債務者　伊藤　昭治
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５５号
山口県下関市形山みどり町10番10―108号　レオパレスエバーグリーン、前住所山口県下関市伊倉新町４丁目２番24号
債務者　上田　浩未（旧姓金塚）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
徳島県板野郡板野町西中富字中須77番地42　西新田団地Ｂ―102
債務者　鈴木千代美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３９号
愛媛県松山市空港通３丁目12番18号　コーポ王赤401号
債務者　源　　一惠
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
愛媛県西条市神拝甲190番地４、前住所愛媛県西条市樋之口307番地２
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２０号
福岡県直方市大字下境4216番地２
債務者　奥　　文枝
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１５８号
大分市大字駄原2881番地の78　スペリオルＳ２―302
債務者　白田　孝子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３４号
宮崎市元宮町２番27号　原一元宮荘205号、前住所宮崎市橘通西３丁目６番３号　古江ビル２階
債務者　赤木　隼人
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４４号
宮崎市大字恒久6685番地４　働馬寄コーポ203号
債務者　黒木　巡子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３４号
鹿児島県霧島市国分敷根95番地　検校橋団地１―401
債務者　有村さとみ
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
鹿児島県霧島市隼人町内431番地３　スパークル105
債務者　寺田　真一
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
福島県郡山市日和田町字東原16番地
債務者　橋本　好章
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
福島県郡山市芳賀１丁目８番５号　吉田借家11号
債務者　尾引　旬子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係